

建築基準法第四条第一項の人口二十五万以上の市を指定する政令の一部を改正する政令案要綱

第一 建築基準法第四条第一項の規定により建築主事を置くべき人口二十五万以上の市として、府中市を追加するものとする。

第二 附則

この政令は、令和三年十月一日から施行するものとする。

(附則関係)